

指定給水装置工事事業者指定申請等の手引き

燕・弥彦総合事務組合 水道局

1. 新しく指定を受ける場合

燕市と弥彦村で給水装置の工事及び修繕を行う場合は、指定給水装置工事事業者として指定を受けなければなりません。

◆指定手続きに必要な書類

提出書類		法人	個人	備考
	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）	●	●	
添付書類	機械器具調書（様式別表）	●	●	指定の基準となりますので、必ず記入してください。 ・管の切断用……………金切りノコ 等 ・管の加工用……………やすり、パイプねじ切り機 等 ・接合用……………トーチランプ、パイプレンチ 等 ・水圧テストポンプ…型式、性能、メーカー名を記入
	誓約書（様式第2）	●	●	
	住民票（写し）	—	●	発行から3か月以内のもの。
	定款（写し）	●	—	直近のもの。余白に代表者の原本証明を記載してください。
	登記簿謄本又は登記事項証明書（原本）	●	—	発行から3か月以内のもの。
	給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第3）	●	●	指定後14日以内に届出。ただし、新規申請と同時に提出も可能。
	選任される主任技術者の免状又は主任技術者証（写し）	●	●	給水工事に携わる方のみ。
	従業員名簿	●	●	全従業員分を記入してください。
	工事経歴書	●	●	過去1年間の工事を記入してください。
	他市町村の工事事業者証（写し）	●	●	他市町村で指定されている場合のみ。
	事業所の所在地図	●	●	大まかな区分図と詳細な住宅地図

◆審査～指定

- ・申請書類を審査し、基準に適していると認められた場合、指定証を交付いたします。
※申請から指定まで、15営業日前後かかります（指定を急がれる場合は、事前に水道局と協議してください。）。
- ※指定証の交付日は事前に申請者へ連絡します。また、交付の際に給水工事についての説明をいたしますので、必ずご来庁ください（郵送による交付は行いません）。

◆手数料

- ・5,000円
※指定証の交付を受ける際、持参ください。

次ページあり 

2. 指定事項に変更があった場合

名称及び所在地等の指定事項に変更等が発生した場合は、変更が発生した日から 30 日以内に届け出が必要です。

◆提出が必要な書類

提出書類		氏名又は名称の変更		住所の変更		代表者の変更	役員の変更	備考
		法人	個人	法人	個人	法人	法人	
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第 10)		●	●	●	●	●	●	
添付書類	定款(写し)	●	—	●	—	●	—	直近のもの。余白に代表者の原本証明を記載してください。
	登記簿謄本又は登記事項証明書(原本)	●	—	●	—	●	●	発行から 3 か月以内のもの。
	住民票(原本)	—	●	—	●	—	—	発行から 3 か月以内のもの。
	誓約書(様式第 2)	—	—	—	—	●	●	
	事業所の所在地図	—	—	●	●	—	—	大まかな区分図と詳細な住宅地図

3. 主任技術者を選任・解任する場合

給水装置工事主任技術者を新たに選任または解任する場合は、当該事由が発生した日から 14 日以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第 3) を提出してください。

※選任する場合は、主任技術者の免状又は主任技術者証の写しを添付してください。

4. 事業を廃止、休止または再開する場合

廃業や合併等による消滅などが生じた場合は、「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」(様式第 11) を提出してください。

廃止・休止	廃止・休止および給水装置工事主任技術者に欠員が生じた場合は、その日から 30 日以内に提出してください。また、「指定給水装置工事事業者証」の返納もお願いします。
再開	再開の日から 10 日以内に提出してください。返納のあった事業者証を再交付します。

○申請場所・お問い合わせ先

燕・弥彦総合事務組合 水道局 (〒959-1257 燕市白山町二丁目 7 番 27 号 TEL : 0256-64-7400 (代表) / FAX : 0256-66-5156)